

第5期遠軽町障害者計画及び障害福祉計画

平成30年度～平成32年度

平成30年3月

遠 軽 町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の策定体制	1
3 他の計画との関係	1
4 計画の達成状況の点検、評価及び必要な措置	1
5 計画の基本理念	2
第2章 現状分析	4
1 遠軽町の人口と障害者の状況	4
2 障害福祉サービスの内容	6
3 障害福祉サービスの利用状況	10
4 障害福祉サービス事業所の動向	13
第3章 障害福祉サービス等提供体制の確保に係る目標	14
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	14
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	14
3 地域生活支援拠点等の整備	14
4 福祉施設から一般就労への移行	14
第4章 指定障害福祉サービス等のサービス量の見込みと確保のための方策	15
1 訪問系サービス	15
2 日中活動系サービス	15
3 居住系サービス	15
4 相談支援	16
5 自立支援医療	16
6 補装具	16
第5章 地域生活支援事業の実施に関する事項	18
1 必須事業	18
2 任意事業	18
第6章 障害児支援の実施に関する事項	21
1 障害児支援のサービス量の見込みと確保のための方策	21
第7章 計画推進のため具体的取り組みと提供体制の確保に係る関係機関との連携	22
1 障害を理由とする差別の解消の推進	22
2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保 に向けた取組や事業所における研修等の充実	22
3 地域生活支援体制の整備	22
4 サービス提供基盤の整備	24
5 就労支援の強化	24

6	障害児支援のための計画的な基盤整備	25
7	災害に備えた地域づくりの推進	25
8	計画の推進管理	26
第8章	遠軽町の障害者一般施策	27
1	在宅生活の支援	27
2	交通費の助成	27
3	その他の助成	28
4	見守り支援	28
	遠軽町保健医療福祉審議会委員名簿及び計画策定の経過	29

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して3年ごとに定めます。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画を定めるものとされ、障害福祉計画と一体のものとして作成することができるかとされています。

市町村は、平成30年度～32年度までの第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成します。

※法令上、策定が義務付けられた計画について

- (1) 市町村障害者計画（障害者基本法第11条第3項）
⇒主に障害者施策の基本理念と施策の方向性を定める
- (2) 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項）
⇒主に数値目標と障害福祉サービスなどの見込量を定める
- (3) 市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項）
⇒主に数値目標と障害児福祉サービスなどの見込量を定める

2 計画の策定体制

(1) 関係機関との協議

この計画の策定に当たっては、障害福祉事業の運営主管となる民生部保健福祉課のほか、関係部局等との協議を行いました。

また、遠軽町自立支援協議会において、事業所の動向について把握するほか、計画について協議を行いました。

(2) 遠軽町保健医療福祉審議会における協議

障害福祉事業は、幅広い関係者の参画による事業展開が必要であり、計画策定に当たっては地域住民の意見の反映が求められていることから、保健医療関係者、福祉関係者、知識経験を有する者及び被保険者代表からなる「遠軽町保健医療福祉審議会」と計画の検討、協議を行いました。

3 他の計画との関係

障害福祉計画は、遠軽町総合計画（遠軽町まちづくり自治基本条例第25条）、遠軽町地域福祉計画（社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画をいう。）、遠軽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）、遠軽町子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。）その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとします。

4 計画の達成状況の点検、評価及び必要な措置

障害福祉計画に盛り込んだ事項について、各年度においてその達成状況の点検を行うとともに、事業の効果、障害福祉サービスの達成状況等の評価を行い、必要があると認めるときは、障害者施策、関連施策の動向、遠軽町自立支援協議会及び遠軽町保健医療福祉審議会等の意見を踏まえ、その結果に基づいて対策を実施します。

5 計画の基本理念

本計画は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ引き続き、遠軽町総合計画に掲げる「**住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり**」を基本に保健・医療・福祉のまちづくりの推進に向け、次に掲げる点に配慮して策定します。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）であって18歳以上の者並びに障害児とし、どの地域でも同じようなサービスを受けられる体制づくりに努めます。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、さらに難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図っていきます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所または病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。また、こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

精神障害者が、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要であり、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取り組み等を計画的に推進します。

① 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り

② 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取り組み

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、北海道と連携し、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、適切な支援等を通じて引き続き同じようなサービスを受けられることにより、地域支援体制づくりに努めます。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制づくりに努めます。

第2章 現状分析

1 遠軽町の人口と障害者の状況

(1) 人口

遠軽町は平成17年10月1日に、生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村の4町村が合併しましたが、人口の推移は、社会情勢の変化に伴い現在も緩やかに減少を続けている状況にあります。人口に占める65歳以上の高齢化率は上昇し、高齢化が進行していることが現れており、今後もこの状況は継続すると推計されます。

(2) 身体障害者

遠軽町の身体障害者手帳の所持者数は、平成28年度末時点では991人で、遠軽町の人口に占める割合は約4.8%となっています。障害種別に見ると手帳所持者のうち58.1%の方が肢体不自由で、次いで内臓機能障害の方が27.1%となっています。

(3) 知的障害者

遠軽町の療育手帳所持者数は、平成28年度末時点で248人となっており、遠軽町の人口に占める割合は1.2%となっています。

(4) 精神障害者

遠軽町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年度末時点で138人となっており、遠軽町の人口に占める割合は0.7%で、等級別では手帳所持者の64.5%が2級となっています。

表2-1 人口と障害者手帳所持者数の推移

単位：人、%

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
人口	22,840	22,805	22,265	22,179	22,045	21,781	21,514	21,153	20,757
うち65歳以上	6,829	6,835	6,949	6,877	6,951	7,073	7,135	7,237	7,255
65歳以上の割合	29.9%	30.0%	31.2%	31.0%	31.5%	32.5%	33.2%	34.2%	35.0%
身体障害者合計	1,152	1,150	1,147	1,098	1,138	1,110	1,002	1,008	991
18歳未満	18	17	17	13	13	13	9	11	14
18歳以上	1,134	1,133	1,130	1,085	1,125	1,097	993	997	977
人口に占める割合	5.0%	5.0%	5.2%	5.0%	5.2%	5.1%	4.7%	4.8%	4.8%
知的障害者合計	171	180	178	181	192	196	255	238	248
18歳未満	48	48	46	47	50	49	54	53	57
18歳以上	123	132	132	134	142	147	201	185	191
人口に占める割合	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.2%	1.1%	1.2%
精神障害者合計	122	130	133	127	141	148	135	133	138
人口に占める割合	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.7%

※手帳所持者は各年度末現在、人口は9月30日現在住民基本台帳、22年度人口は国勢調査10月1日現在。

※知的障害者は療育手帳、精神障害者は精神障害者保健福祉手帳。

表2-2 障害者手帳区分別所持者数

各年度末現在 単位:人

手帳種類	区分	26年度			27年度			28年度		
		18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
身体障害者	視覚障害	-	54	54	-	52	52	-	52	52
	聴覚・平衡機能障害	1	86	87	2	79	81	2	78	80
	音声・言語機能等障害	-	14	14	-	15	15	-	14	14
	肢体不自由	5	579	584	6	586	592	8	568	576
	内臓機能障害	3	260	263	3	265	268	4	265	269
	合計	9	993	1,002	11	997	1,008	14	977	991
知的障害者 (療育手帳)	A判定	10	98	108	11	80	91	10	79	89
	B判定	44	103	147	42	105	147	47	112	159
	合計	54	201	255	53	185	238	57	191	248
精神障害者 (精神障害者保健福祉手帳)	1級	/	/	20	/	/	19	/	/	23
	2級	/	/	95	/	/	91	/	/	89
	3級	/	/	20	/	/	23	/	/	26
	合計	/	/	135	/	/	133	/	/	138

(5) 発達障害

発達障害者支援法（平成16年法律第167号）により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、「精神障害（発達障害を含む。）」と規定されました。発達障害は、外見からはわかりにくく、その障害の状態もそれぞれで、はっきりと診断や判定されることが難しいため、発達障害のある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

(6) 難病（特定疾患）

難病は、①原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されています。現在330疾患を対象に国による調査研究事業が行われております。なお、障害者基本法において障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされ、難病のある人も、前述の要件を満たす場合は障害者であるとされ、障害の程度により障害福祉サービスや障害者手帳の交付などを受けています。

平成29年4月から、障害者総合支援法の対象となる疾病が358疾病と拡大されています。

表2-3 特定疾患医療受給者数

各年度末現在 単位:人

26年度	27年度	28年度
199	201	229
※H27.1.1新制度施行された対象疾患は110疾患。H27.5.13新たに306疾患に拡大となり、H27.7～医療費助成が開始される。		

※「地域保健活動計画書」紋別地域保健室発行

(7) 高次脳機能障害

高次脳機能障害とは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障害です。脳損傷による認知機能障害（記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害など）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障害をさします。高次脳機能障害は、身体障害がみられず、外見上は障害が目立たないことから「見えにくい障害」といわれます。精神障害者保健福祉手帳の所持にかかわらず、障害者総合支援法に基づく給付の対象になることが可能です。高次脳機能障害に関する十分な理解が得られていない実態があり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

(8) 精神通院医療

自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患（てんかんを含みます）で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。各障害者手帳を所持しない方も受給しています。

表2-4 自立支援医療(精神通院医療)受給者数

各年度末現在 単位:人

受給区分	26年度	27年度	28年度
精神通院医療	182	209	223

2 障害福祉サービスの内容

障害者総合支援法では、障害者の自立を支援することを目的に、利用者に対して個別に必要な給付をする自立支援給付と、市町村に委ねられた地域生活支援事業から構成されます。それぞれの障害福祉サービスの内容については、次のとおりです。第4章以降で述べるサービスについても同様です。

(1) 自立支援給付

自立支援給付は、介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費、自立支援医療費、補装具費、高額障害福祉サービス等給付費、特定障害者特別給付費、療養介護医療費からなり、個別に給付されます。

① 介護給付費

介護給付費は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援を受けたときに支給されます。

ア 居宅介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が障害者等の居宅を訪問して、入浴や排泄または食事の介護等を行います。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障害者に対して、入浴や排泄または食事の介護、外出時の移動中の介護を総合的に行います。

ウ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行います。

エ 行動援護

知的障害または精神障害によって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障害

者に対して、行動する際に生ずる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。

オ 重度障害者等包括支援

居宅において常時障害者であって、介護の必要度合いの高い障害区分6に該当する者で、意志疎通に著しい困難を有するものに対して障害福祉サービスを包括的に提供します。

カ 短期入所（ショートステイ）

居宅で介護を行う人が疾病等で介護できない場合に、障害者等が施設に短期間入所して日常生活上の介護を受けます。

キ 療養介護

医療を必要とする障害者であって常に介護を必要とする者に対し、主として昼間に病院等の施設で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活上のサービスを提供します。また、療養介護医療は、療養介護のうち医療に係るものをいいます。

ク 生活介護

常時介護を必要とする障害者に対し、主に昼間に施設で行い、入浴や排泄または食事の介護、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。

ケ 施設入所支援

施設に入所する障害者に対し、主として夜間において、入浴や排泄、食事等の介護を提供します。

② 訓練等給付費

訓練等給付費は、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を受けたときに支給されます。

ア 自立訓練（機能訓練）

障害者に対して、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう一定期間にわたり、身体機能の向上のために必要な訓練等を行います。

イ 自立訓練（生活訓練）

障害者に対して、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう一定期間にわたり、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

ウ 宿泊型自立訓練

知的または精神に障害のある方に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。

エ 就労移行支援

就労を希望する障害者に対し一定期間にわたり、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

オ 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。A型は雇用契約に基づいて就労の機会が提供され、知識や能力が高まった者については、一般就労に向けた支援が提供されます。

カ 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。B型は雇用契約がなく、知識や能力が高まった者については一般就労に向けた支援が提供されます。

キ 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者に対して、主に夜間に共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助、入浴や排泄または食事の介護を行います。

③ 相談支援

ア 計画相談支援

地域の障害者等の福祉に関する相談や情報提供、助言を行い、市町村や関係機関との連絡調整を行うほか、障害者等に対してのケアマネジメント業務を行います。障害福祉サービスの利用が見込まれる者のうち、自らが福祉サービスの利用に関する調整が難しい障害者等に対し、サービス計画書（ケアプラン）を作成し、支援を行います。地域生活支援事業の相談支援の内容として位置づけられています。

イ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者について、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援を行います。

ウ 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

④ 自立支援医療

自立支援医療費は、医療機関から障害者等が心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を受けた場合に支給されます。これまでの身体障害者福祉法による更生医療、児童福祉法による育成医療、精神保健福祉法による精神通院医療を統合したものとなります。

ア 更生医療

身体に障害のある方に対して、身体の機能障害の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を提供した際に医療費の一部を公費で負担します。

イ 育成医療

障害児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、生活の能力を得るために必要な医療を提供した際に、医療費の一部を公費で負担します。

⑤ 補装具

身体に障害のある方や児童に対して、義肢や装具、車椅子等の身体機能を補う用具の給付や修理を行います。

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業では、10の必須事業と、市町村の実情や障害者等の状況を勘案し、必要に応じて実施する任意事業からなります。

① 必須事業

ア 理解促進研修・啓発事業（障害者に対する理解を深めるための研修・啓発）

障害者等が日常生活及び社会生活をするうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域の住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動など

を行います。

イ 自発的活動支援事業（障害者等、家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援）

障害者等、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

ウ 相談支援事業

障害者等、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

エ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用したまたは利用しようとする知的障害者または精神障害者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

オ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

カ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

キ 日常生活用具給付等事業

重度障害のある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

ク 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

ケ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。

コ 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

② 任意事業

ア 日中一時支援事業

日中において、障害者等を一時的に預かり活動の場を提供し、見守りや日常的な訓練等の支援を行います。また、障害者の日常的な介護している家族の一時的な休息の確保を行います。

イ 生活サポート事業

障害程度区分非該当の障害者が自立した日常生活、または社会生活を営むためにホームヘルパーを派遣し、家事援助等の支援を行います。

ウ ボランティア活動支援事業

障害者が地域の中で社会参加できる活動の場の提供と、自立への促進を図ることができるよう、ボランティア団体を通じ、住民との交流を持ちながらノーマライゼーションの普及に努めます。

エ 身体障害者用自動車改造費補助事業

重度の身体障害者が就労等に伴い、自動車の改造に要する経費の一部を助成することによ

り、社会復帰の促進を図っていきます。

オ 身体障害者用自動車運転免許取得費補助事業

重度の身体障害者が就労等に伴い、自動車運転免許証を取得のために要した経費の一部を助成することにより、社会復帰の促進を図っていきます。

(3) 障害児支援

障害児に対するサービスは一部の居宅サービスを除いて児童福祉法に基づく新たな障害児施設・事業体系となり、通所による支援は障害児通所支援へ、入所による支援は障害児入所支援へと、それぞれ一元化されました。障害児通所支援とは、障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするための支援で、地域の障害児、その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児への施設の訪問による支援があります。

① 児童発達支援

児童発達支援は、障害児を児童発達支援センター等に通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

② 放課後等デイサービス

就学中の障害児に対して、授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進のために支援を行います。

③ 医療型児童発達支援

肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。

④ 保育所等訪問支援

保育所などに通う障害児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

⑤ 障害児相談支援

地域の障害児の福祉に関する相談や情報提供、助言を行い、関係機関との連絡調整を行うほか、障害児に対してのケアマネジメント業務を行います。

3 障害福祉サービスの利用状況

遠軽町における障害福祉サービスの利用状況は以下のとおりとなっています。平成28年度末現在の実利用者数は次の表のとおりです。

表2-5 障害福祉サービスの実利用者数

平成29年3月分 単位:人

サービス種類	児童	合計 (児童除く)	障害支援区分							未判定
			非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
施設入所支援		47	-	-	2	1	14	13	17	-
施設入所支援以外	78	133	-	3	26	20	21	14	16	33
計	78	180	-	3	28	21	35	27	33	33

(1) 自立支援給付

基礎となる数値が少ないサービス種別もあるため、率を見れば極端に減少している種別もありますが、全体としてはほぼ計画値どおりの実績となっています。

表2-6 自立支援給付・利用状況

区分	サービス種別	単位	26年度 実績	27年度			28年度		
				計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
訪問系	居宅介護	利用者数(人)	30	35	32	91.4%	35	28	80.0%
		時間数(時間/月)	462	400	398	99.5%	450	381	84.7%
	重度訪問介護	利用者数(人)	1	1	1	100.0%	1	1	100.0%
		時間数(時間/月)	274	250	244	97.6%	250	282	112.8%
	同行援護	利用者数(人)	1	1	-	0.0%	1	-	0.0%
		時間数(時間/月)	40	40	-	0.0%	40	-	0.0%
	行動援護	利用者数(人)	2	2	4	200.0%	2	3	150.0%
時間数(時間/月)		16	25	25	100.0%	25	12	48.0%	
重度障害者等 包括支援	利用者数(人)	-	-	-	-	-	-	-	
	時間数(時間/月)	-	-	-	-	-	-	-	
計	利用者数(人)	34	39	37	94.9%	39	32	82.1%	
	時間数(時間/月)	792	715	667	93.3%	765	675	88.2%	
日中 活動系	療養介護	利用者数(人)	6	6	6	100.0%	6	6	100.0%
					-			-	
	生活介護	利用者数(人)	90	100	91	91.0%	100	87	87.0%
		利用量(人日/月)	1,871	1,950	1,830	93.8%	1,950	1,874	96.1%
	自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	-	-	-	-	-	-	-
		利用量(人日/月)	-	-	-	-	-	-	-
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	-	-	-	-	-	1	-
		利用量(人日/月)	-	-	-	-	-	22	-
	宿泊型自立訓練	利用者数(人)	1	2	-	0.0%	2	-	0.0%
		利用量(人日/月)	31	45	-	0.0%	45	-	0.0%
就労移行支援	利用者数(人)	-	-	-	-	-	1	-	
	利用量(人日/月)	-	-	-	-	-	14	-	
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	16	20	18	90.0%	20	18	90.0%	
	利用量(人日/月)	347	350	371	106.0%	400	372	93.0%	
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	24	30	21	70.0%	30	26	86.7%	
	利用量(人日/月)	498	500	430	86.0%	550	558	101.5%	
短期入所	利用者数(人)	3	5	2	40.0%	5	3	60.0%	
	利用量(人日/月)	7	5	8	160.0%	5	15	300.0%	
居住系	共同生活援助	利用者数(人)	48	50	44	88.0%	50	50	100.0%
					-			-	
施設入所支援	利用者数(人)	50	50	48	96.0%	49	47	95.9%	
				-			-		
相談 支援	計画相談支援	利用者数(人)	49	190	37	19.5%	190	37	19.5%
		(前期集計法)	(184)		(175)	92.1%		(179)	94.2%
	地域相談支援 地域移行支援 地域定着支援	利用者数(人)	-	1	-	0.0%	1	-	0.0%
自立支 援医療	更生医療	利用件数/月	53	55	51	92.7%	60	49	81.7%
		支給決定者数(人)	66	70	57	81.4%	75	68	90.7%
	育成医療	利用件数/月	4	5	4	80.0%	5	5	100.0%
	支給決定者数(人)	10	10	11	110.0%	10	10	100.0%	
補装具 の給付	補装具	利用件数	43	55	54	98.2%	55	55	100.0%
		利用者数(人)	43	45	54	120.0%	45	55	122.2%

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業についても自立支援給付と同様の傾向ですが、移動支援事業は伸びており、外出機会の支援が進んできています。

表2-7 地域生活支援事業・利用状況

区分	サービス種別	単位	26年度 実績	27年度			28年度		
				計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施箇所数	-	-	-	-	-	-	-
	自発的活動支援事業	支援団体数	-	-	-	-	-	-	-
	相談支援事業								
	相談支援事業	実施箇所数	2	3	2	66.7%	3	2	66.7%
	地域自立支援協議会	実施箇所数	1	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	住宅入居等支援事業	実施箇所数	-	1	-	0.0%	1	-	0.0%
	成年後見制度利用支援事業	利用者数(人)	-	1	-	0.0%	1	-	0.0%
	成年後見制度法人後見支援事業	実施箇所数	-	-	-	-	-	-	-
	意思疎通支援事業	利用者数(人)	-	-	-	-	-	1	-
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数(人)	-	-	-	-	-	1	-
	手話通訳者設置事業	実施箇所数	-	-	-	-	-	-	-
	日常生活用具給付等事業	利用件数	923	918	859	93.6%	918	890	96.9%
	介護・訓練支援用具	利用件数	-	2	1	50.0%	2	-	0.0%
	自立生活支援用具	利用件数	3	10	8	80.0%	10	7	70.0%
	在宅療養等支援用具	利用件数	3	2	2	100.0%	2	6	300.0%
	情報・意思疎通支援用具	利用件数	5	2	1	50.0%	2	6	300.0%
	排泄管理支援用具	利用件数	912	900	846	94.0%	900	870	96.7%
	居宅生活動作補助用具	利用件数	-	2	1	50.0%	2	1	50.0%
	手話奉仕員養成研修事業	受講者数	-	-	-	-	-	-	-
	移動支援事業	実施箇所数	10	8	8	100.0%	8	8	100.0%
	利用者数(人)	37	35	37	105.7%	36	37	102.8%	
	延利用時間	4,420	3,400	4,632	136.2%	3,450	4,034	116.9%	
地域活動支援センター事業									
遠軽町所在分	実施箇所数	1	1	1	100.0%	1	1	100.0%	
	利用者数(人)	21	26	20	76.9%	26	21	80.8%	
他市町村所在分	実施箇所数	1	1	1	100.0%	1	1	100.0%	
	実施箇所数	-	1	-	0.0%	1	-	0.0%	
任意事業	日中一時支援事業	実施箇所数	4	3	4	133.3%	3	5	166.7%
		利用者数(人)	12	13	16	123.1%	14	11	78.6%
	生活サポート事業	利用者数(人)	-	1	-	0.0%	1	-	0.0%
ボランティア活動支援事業	団体数	1	1	1	100.0%	1	1	100.0%	
身体障害者用自動車改造費補助事業	利用者数(人)	1	1	1	100.0%	1	-	0.0%	
身体障害者用自動車運転免許取得費補助事業	利用者数(人)	-	1	-	0.0%	1	-	0.0%	

(3) 障害児支援

障害児相談支援については、障害者と同様の傾向となっておりますが、放課後等デイサービスの利用者については、増加傾向にあります。

表2-8 障害児支援・利用状況

サービス種別	単位	26年度	27年度	28年度
児童発達支援	利用者数(人)	39	35	47
	利用量(人日/月)	123	65	114
放課後等デイサービス	利用者数(人)	28	34	31
	利用量(人日/月)	234	171	230
医療型児童発達支援	利用者数(人)	-	-	-
	利用量(人日/月)	-	-	-
保育所等訪問支援	利用者数(人)	-	-	-
	利用量(人日/月)	-	-	-
障害児相談支援	利用者数(人)	67	69	78

4 障害福祉サービス事業所の動向

第4期計画期間における障害福祉サービスの遠軽町内事業所の動向は、次のとおりとなっております。

表2-9 障害福祉サービス事業所の動向

区分	サービス種類	第3期末 事業所数	第4期 増減数	第4期末見込 事業所数
訪問系	居宅介護	4		4
	重度訪問介護	3		3
	同行援護	1		1
	行動援護	3	△ 1	2
	重度障害者等包括支援			
日中 活動系	療養介護			
	生活介護	8		8
	自立訓練(機能訓練)			
	自立訓練(生活訓練)			
	宿泊型自立訓練			
	就労移行支援			
	就労継続支援(A型)	1		1
就労継続支援(B型)	3	1	4	
短期入所	4	△ 1	3	
居住系	共同生活援助	17	1	18
	施設入所支援	2		2
相談 支援	計画相談支援	3	1	4
	地域移行支援・地域定着支援	1	1	2
障害児 支援	児童発達支援(児童デイ)	2		2
	放課後等デイサービス	1		1
	医療型児童発達支援			
	保育所等訪問支援			
	障害児相談支援	1	2	3
地域生活 支援	移動支援	4		4
	日中一時支援	3		3
	生活サポート事業	2		2

第3章 障害福祉サービス等提供体制の確保に係る目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成32年度を目標年度とする障害福祉計画において必要な障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点において福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の8%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを目標とします。

表3-1 入所者等目標値

項目	数値	説明
平成28年度末の入所者数 A	48人	
平成32年度末における地域生活移行目標者数 B	5人	Aの9%以上
平成32年度末の入所者数 C	1人	Aの2%以上を削減

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者のうち、既存の共同生活援助施設を活用するなど地域の受け皿づくりや退院促進支援を進めることにより、退院可能な精神障害者に対して地域生活への移行を支援する取り組みを充実させ、いわゆる社会的入院の解消を目指します。

3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取り組みの基礎とするため、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況等各地域における個別の状況に応じ、引き続き遠軽町自立支援協議会等の場を用いて、関係機関等が参画して検討します。

4 福祉施設から一般就労への移行

現在、就労移行支援事業利用者が1名いますが、平成30年5月を達成時期としています。北海道が定める目標値は設定しませんが、今後も事業を通じて移行するものがいた場合は引き続き支援を行っていきます。

表3-2 一般就労移行者目標値

項目	数値	説明
平成28年度の一般就労移行者数 A	0人	
平成32年度における年間一般就労移行者数 B	0人	Aの1.5倍以上

第4章 指定障害福祉サービス等のサービス量の見込みと確保のための方策

平成30年度から平成32年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保に関する方策を定めます。見込量の推計にあたっては、国及び北海道が示した指針及び本町の利用状況等に基づき各目標数値を算定しています。

1 訪問系サービス

地域のサービスを必要とする障害者等の情報を各関係機関と連携して収集を行いながら、個別に応じた相談・助言等を通じてサービスの提供に努めます。また、障害者等に対しサービス内容に関する情報提供を積極的に進めます。

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

2 日中活動系サービス

障害者等の自立と社会参加を基本として、障害者等の日中活動の場を提供し推進するようサービス基盤の整備・確保に努めます。また、各関係機関との連携により就労が可能な障害者に対する就労支援に努めます。

(1) 療養介護

現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(2) 生活介護

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

(3) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援

現に利用している者及び提供する事業者がないため、見込量は設定していません。地域における障害者等、事業者及び関係機関の状況を勘案しながら、周知等に努めます。

(4) 宿泊型自立訓練

現に利用している者及び提供する事業者がないため、見込量は設定していません。地域における障害者等、事業者及び関係機関の状況を勘案しながら、周知等に努めます。

(5) 就労継続支援（A型・B型）

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

(6) 短期入所（ショートステイ）

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

3 居住系サービス

地域における障害福祉サービスの提供の状況、その他止むを得ない事情により、通所によって訓練等に適することが困難な障害者に対するサービス提供を行うものであり、生活等に関する相談及び助言により、必要な日常生活の支援体制に努めます。

(1) 共同生活援助

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中

の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(2) 施設入所支援

平成 28 年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

4 相談支援

障害者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、中立・公平な立場において適切な相談支援ができる体制整備に努めながら、各関係機関と連携し障害者等が有効に障害福祉サービスの利用計画を推進することができるよう支援します。

(1) 計画相談支援

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数値を勘案して利用者数の見込みを設定します。

(2) 地域移行支援

現に利用している者がいないため、見込量は設定していません。地域における障害者等、事業者及び関係機関の状況を勘案しながら、必要に応じて実施します。

(3) 地域定着支援

現に利用している者がいないため、見込量は設定していません。地域における障害者等、事業者及び関係機関の状況を勘案しながら、必要に応じて実施します。

5 自立支援医療

(1) 更生医療

更生医療の支給認定については、心身の障害の状況や所得の状況、あるいは治療状況などの実情を勘案しながら、また、身体障害者更生相談所の意見を聴き、身体障害者の更生のため、医療費の支給に努めます。

(2) 育成医療

育成医療の支給認定については、障害や疾病の状況、世帯の所得状況、あるいは治療状況などの実情を勘案しながら、児童の生活能力取得のため、医療費の支給に努めます。

6 補装具

障害者または障害児の保護者から支給申請があった場合には、障害の状況や所得の状況を見ながら、また、身体障害者更生相談所等の意見を聴き、補装具の修理、支給に努めます。

表4-1 自立支援給付・見込量

区分	サービス種別	単位	29年度見込	30年度	31年度	32年度
訪問系	居宅介護	利用者数(人)	30	35	35	35
		時間数(時間/月)	420	500	500	500
	重度訪問介護	利用者数(人)	1	1	1	1
		時間数(時間/月)	282	282	282	282
	同行援護	利用者数(人)	-	-	-	-
		時間数(時間/月)	-	-	-	-
行動援護	利用者数(人)	1	1	1	1	
	時間数(時間/月)	2	3	3	3	
重度障害者等 包括支援	利用者数(人)	-	-	-	-	
	時間数(時間/月)	-	-	-	-	
計	利用者数(人)	32	37	37	37	
	時間数(時間/月)	704	785	785	785	
日中 活動系	療養介護	利用者数(人)	6	6	6	6
	生活介護	利用者数(人)	94	100	100	100
		利用量(人日/月)	1,880	1,950	1,950	1,950
	自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	-	-	-	-
		利用量(人日/月)	-	-	-	-
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	1	-	-	-
		利用量(人日/月)	22	-	-	-
	宿泊型自立訓練	利用者数(人)	-	-	-	-
		利用量(人日/月)	-	-	-	-
	就労移行支援	利用者数(人)	1	-	-	-
利用量(人日/月)		14	-	-	-	
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	22	25	25	25	
	利用量(人日/月)	450	500	500	500	
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	28	30	30	30	
	利用量(人日/月)	580	600	600	600	
短期入所	利用者数(人)	5	5	5	5	
	利用量(人日/月)	25	25	25	25	
居住系	共同生活援助	利用者数(人)	53	55	55	55
		定員数(人)				
施設入所支援	利用者数(人)	48	48	48	47	
相談 支援	計画相談支援	利用者数(人)	55	55	55	55
		(前期集計法)	(193)	(193)	(193)	(193)
	地域相談支援					
地域移行支援	利用者数(人)	-	-	-	-	
	地域定着支援	利用者数(人)	-	-	-	-
自立支 援医療	更生医療	利用件数/月	51	55	55	55
		支給決定者数(人)	63	65	65	65
	育成医療	利用件数/月	4	5	5	5
		支給決定者数(人)	10	10	10	10
補装具 の給付	補装具	利用件数	50	51	51	51
		利用者数(人)	50	51	51	51

第5章 地域生活支援事業の実施に関する事項

遠軽町の地域生活支援事業の実施に関して、実施する事業内容（詳細は第2章と同様）、サービス量の見込み、サービス見込量の確保のための方策について定めます。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

地域内や圏域内における相談支援事業者等との連携を図り、必要に応じて事業を実施できるよう推進します。

(2) 相談支援事業

地域内や圏域内における相談支援事業者との連携を図り、必要に応じて委託や補助により事業を実施するなど、個々の相談に応じたサービス提供ができるよう推進します。

また、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関して中核的な役割を果たす協議の場としても設置している遠軽町自立支援協議会については、さらに情報の共有とネットワークの強化を図り、専門部会における課題の議論、解決方法の具体的検討など、積極的な活用を図っていきます。

(3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

地域内や圏域内における相談支援事業者等との連携を図り、必要に応じて事業を実施できるよう推進します。

(4) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

手話通訳等を必要とする障害者等、利用を希望する者に対応するため、必要に応じて事業を実施できるよう支援を推進します。

(5) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具を必要とする障害者等が制度を利用できるよう制度周知を図り、制度利用の促進に努めます。サービス見込量の算定は、現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用件数の見込みを設定します。

(6) 移動支援事業

移動支援を実施することにより、障害者等の自立した日常生活または社会生活を支えるため、利用者や事業者等の意見を踏まえて利用しやすい事業づくりに努め制度の周知を行い、外出及び余暇活動のため、障害者等の地域、社会参加に対する支援を積極的に推進します。サービス見込量の算定は、現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(7) 地域活動支援センター機能強化事業

各地域や圏域内の事業所との連携を図り、必要に応じて委託や補助により事業を実施し、障害者等の日中活動の場として社会交流等の機会を提供し、障害者等の自立・社会参加を促進していきます。サービス見込量の算定は、現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

2 任意事業

地域生活支援事業におけるその他の事業について、本町の実情や障害者等の状況を勘案し、必要に応じて事業の構築や見直しを行い、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう推進していきます。サービス見込量の算定は、現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(1) 日中一時支援事業

各地域や圏域内の事業所との連携を図りつつ、必要に応じて委託による事業を実施し、障害者等の日中活動の場を確保するとともに、障害者等を日常的に介護している家族の就労支援及び一時的な休息の支援促進を図っていきます。

(2) 生活サポート事業

介護給付支給決定以外の障害者等を対象に実施するもので、現に利用している者はありませんが、障害者等が日常生活において援護を必要としている場合、居宅介護従事者を派遣し、身体障害者等の機能向上のための介助、援助支援の促進を図っていくため、過去の実績を勘案して見込みを設定します。

(3) ボランティア活動支援事業

障害者が地域の中で社会参加できる活動の場の提供と、自立への促進を図ることができるよう、ボランティア団体を通じ、住民との交流を持ちながらノーマライゼーションの普及に努めます。

(4) 身体障害者用自動車改造費補助事業

重度の身体障害者が就労等に伴い、自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、社会復帰の促進を図っていきます。

(5) 身体障害者用自動車運転免許取得費補助事業

重度の身体障害者が就労等に伴い、自動車運転免許証を取得のために要した経費の一部を助成することにより、社会復帰の促進を図っていきます。

(6) 障害者虐待防止対策事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応など適切な支援を行うため新たに取り組むもので、地域における関係行政機関、障害者等の福祉・医療等に関連する職務に従事する団体や地域住民等の支援体制強化や協力体制の整備を図っていきます。

表5-1 地域生活支援事業・見込量

区分	サービス種別	単位	29年度 見込	30年度	31年度	32年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施箇所数	-	-	-	-
	自発的活動支援事業	支援団体数	-	-	-	-
	相談支援事業					
	相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	2
	相談支援事業機能強化事業	実施箇所数	-	-	-	-
	住宅入居等支援事業	実施箇所数	1	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	利用者数(人)	1	1	1	1
	成年後見制度法人後見支援事業	実施箇所数	-	-	-	-
	意思疎通支援事業					
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数(人)	1	1	1	1
	手話通訳者設置事業	実施箇所数	-	-	-	-
	日常生活用具給付等事業	利用件数	865	892	892	892
	介護・訓練支援用具	利用件数	1	1	1	1
	自立生活支援用具	利用件数	5	6	6	6
	在宅療養等支援用具	利用件数	4	4	4	4
	情報・意思疎通支援用具	利用件数	4	4	4	4
	排泄管理支援用具	利用件数	850	876	876	876
	居宅生活動作補助用具	利用件数	1	1	1	1
	手話奉仕員養成研修事業	受講者数	-	-	-	-
	移動支援事業	実施箇所数	8	8	8	8
	利用者数(人)	37	40	40	40	
	延利用時間	4,400	4,500	4,500	4,500	
地域活動支援センター事業						
遠軽町所在分	実施箇所数	1	1	1	1	
	利用者数(人)	20	20	20	20	
他市町村所在分	実施箇所数	1	1	1	1	
	実施箇所数	1	1	1	1	
任意事業	日中一時支援事業	実施箇所数	5	5	5	5
		利用者数(人)	13	13	13	13
	生活サポート事業	利用者数(人)	1	1	1	1
	ボランティア活動支援事業	団体数	1	1	1	1
	身体障害者用自動車改造費 補助事業	利用者数(人)	1	1	1	1
	身体障害者用自動車運転免許 取得費補助事業	利用者数(人)	1	1	1	1
障害者虐待防止対策事業	利用者数(人)	-	1	1	1	

第6章 障害児支援の実施に関する事項

1 障害児支援のサービス量の見込みと確保のための方策

障害児を対象としたサービスの実施に関して、実施する事業内容（詳細は第2章と同様）、サービス量の見込み、サービス見込量の確保のための方策について定めます。

(1) 児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援

サービスを必要とする障害児の情報を各関係機関と連携して収集を行いながら、個別に応じた相談・助言等を通じてサービスの提供に努めます。また、障害児に対しサービス内容に関する情報提供を積極的に進めます。

サービス見込量の算定は、地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、保育所等での障害児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障害児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

(2) 障害児相談支援

障害が疑われた段階からの継続的・段階的な関わりにより保護者の気持ちに寄り添った支援や、学校への入学・卒業時等ライフステージの移行時における支援など、適切な相談支援ができる体制整備に努めながら、各関係機関と連携し、障害児及びその家族が有効に障害児支援のサービスを利用することができるよう支援します。

サービス見込量の算定は、障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、利用児童数の見込みを設定します。

表6-1 障害児支援・見込量

サービス種別	単位	29年度見込	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	利用者数(人)	45	45	45	45
	利用量(人日/月)	120	120	120	120
放課後等デイサービス	利用者数(人)	35	35	35	35
	利用量(人日/月)	210	210	210	210
医療型児童発達支援	利用者数(人)	-	-	-	-
	利用量(人日/月)	-	-	-	-
保育所等訪問支援	利用者数(人)	-	-	-	-
	利用量(人日/月)	-	-	-	-
障害児相談支援	利用者数(人)	80	80	80	80

第7章 計画推進のため具体的取り組みと提供体制の確保に係る関係機関との連携

1 障害を理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）では、障害者等に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定するとともに、対象となる障害者等は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではないこととしています。

都道府県及び市町村は、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があるとともに、指定障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障害を理由とする差別を解消するための取り組みを行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」（平成二十七年十一月厚生労働大臣決定）を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待されています。

2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取り組みを進めることが重要であり、都道府県及び市町村はその支援を行うことが必要になっており、また、それらの取り組みの際には、日常的な地域とのつながりが発災時における障害者等の安全確保につながるるとともに、一方で、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要になっています。

3 地域生活支援体制の整備

(1) 相談支援体制の確保

障害者等が安心して地域で暮らせる社会の実現を進めるためには、相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活支援の体制づくりが必要となっています。障害者等及び家族の方々を対象とした相談支援の充実を図り、意向を尊重したサービスが提供できるよう、ケアマネジメント等を活用した支援体制の構築が図られるよう支援していきます。

(2) 自立と社会参加の促進

障害者等が自らの選択と決定により、主体的に行動し、その行動に責任を負うとともに、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、生きがいを持って生活できるような地域づくりが必要となっています。障害者等が創作活動、レクリエーション活動、交流活動、生涯学習等に参加し、生きがいをもって生活できるよう、地域活動支援事業を推進します。

(3) 関係機関との連携強化

障害者等が地域で暮らすためには、乳幼児期から学童期、学校卒業後の就労、地域の生活といったライフサイクル全体を通じた地域の関係機関の連携による支援が必要となっています。

① 遠軽町自立支援協議会との連携

幅広く各関係機関・関係者等で検討・協議を行っていくため、遠軽町自立支援協議会やその専門部会での情報共有と連携を強化していきます。具体的には、遠軽町自立支援協議会や専門

部会の中で個別事例の検討を行うことを通じて、障害者等の生活課題に対して既存サービスを提供するだけでなく、その課題分析や支援等を通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、多職種協働によるネットワークの構築や資源開発等に取り組み、個別支援の充実を図ります。

② 教育関係機関等との連携

乳幼児からの早期療育支援等に向けた保健、教育機関との連携を強化していきます。また、障害者等が早期に自立した生活ができるよう、特別支援学校等在学中の自立に向けた支援を充実させるため、教育関係機関等との連携を強化していきます。

③ 保健・医療・福祉関係機関等との連携

障害者等が日常の生活を安心して営むために必要な医療・保健・福祉サービスを提供するため、保健・医療・福祉関係機関等との連携を強化していきます。

④ 労働関係機関等との連携

障害者等が安定した就労に結びつくように支援するため、労働関係機関との連携を強化し、福祉・労働施策の有効活用を図っていきます。

(4) 普及啓発・情報提供の充実

障害者等が地域の一員として暮らすためには、地域住民の理解の促進や本人及び家族など、生活に関わる方々への正しい情報提供が必要となっています。障害者等に対する地域住民等の理解が深まるよう、町広報誌や町ホームページなどの様々な情報媒体を活用し、ノーマライゼーションの理念の普及を図っていきます。

また、障害者等や家族、地域の支援者、就職先となる企業等へ正しい情報をわかりやすく伝えるため、当事者及び支援者団体等と連携した情報提供の仕組みづくりを進めていきます。

(5) 障害者等に対する虐待の防止及び権利擁護の取り組み

障害者等の自己決定や選択を尊重するとともに、不当な扱い等を受けることがないように、人権を援護するための支援が必要となっています。こうした支援を進めるため、障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）を踏まえ、いかなる虐待・差別も受けることのない暮らしやすい地域づくりに取り組みます。虐待の未然防止及び早期発見のため、地元事業者における相談窓口や他の相談支援機関における対応体制の整備・検討等を進めていきます。

障害者等の中で判断能力が十分でない方に対しては、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事業の周知や取り組みを促進していきます。

表7-1 遠軽町障害者虐待防止センター等

名称	事業所等	電話番号
遠軽町障害者虐待防止センター	遠軽町保健福祉課福祉担当	0158-42-4813
遠軽町委託相談支援事業所	相談支援室 ま〜ぶる	0158-46-3383
	遠軽町地域生活支援センター	0158-42-8455
	サポートセンターかたつむり	0158-50-4352
北海道障がい者権利擁護センター		011-231-8617

4 サービス提供基盤の整備

(1) 住まいの基盤整備の充実

障害者等が安心して地域で暮らせるようにするためには、地域生活において欠かせない住まいを基本としたサービス基盤の整備が必要となっています。

① 住環境の改善

在宅生活を営むうえで必要な住宅設備の改造に要する費用を支給することにより、住環境の改善を図ります。日常生活用具等給付事業及び遠軽町高齢者等住宅設備改造支援費支給事業の周知と促進を図っていきます。

② 住まいの確保

障害者等が円滑に地域移行できるよう、グループホーム等の計画的な整備を促進していきます。障害者等が居住可能な民間賃貸住宅の確保や、公営住宅への入居等について、居住支援体制の整備を検討していきます。

(2) 適切な日中活動サービスの充実

障害者等が、地域で生き生きと自立した生活を送るためには、日中活動のほか地域交流の場の充実も必要であることから、地域活動支援センターや日中一時支援事業の充実を図ります。

(3) 地域生活を支えるサービス基盤の充実

地域の実情に応じた、地域生活支援事業の充実や障害の有無、老若男女を問わず、誰もが安心して暮らしやすい環境づくりが必要となっています。必要なサービスを利用しながら地域で生活することができるよう、既存のサービスの活用や新たな事業の発掘、地域資源の開発などを検討していきます。公共施設における建設部門との連携を図り、車いす使用者等が利用しやすい多機能トイレなどの整備を検討していきます。

(4) 地域の人材育成等

地域において、ボランティアの発掘及び育成、情報提供などの充実に努め、町民や企業によるボランティア活動を促進していきます。

(5) 共生型事業の推進

町内において、障害のある人もない人も共に支え合いながら暮らすことのできる地域づくりを広げるためには、元気な高齢者やボランティアなど様々な関係者が協働しながら共生型事業を推進する必要があります。より身近な地域で支援する観点からも、障害者施策と高齢者施策などと一体的に実施する共生型事業を推進します。

(6) サービスの質の向上

利用者に適切で良質なサービスが提供されるよう、サービスの質の向上を図ることが必要となっています。サービス利用に関する苦情解決の仕組みや利用者の立場に立ったサービスが提供されるよう検討していきます。

(7) 障害者虐待の迅速な対応体制の整備

障害者の虐待・権利擁護への迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域での生活が一時的に困難になった場合等において、施設等で一定期間保護を行えるよう体制整備を図ります。

5 就労支援の強化

(1) 地域の支援体制の確保

障害者の雇用への理解を深めるため、地域住民や企業等への情報提供、連携の強化等が必要となっています。企業への障害者に関する情報提供に努めるとともに、地域住民を対象とした広報、啓発活動を推進していきます。

(2) 多様な就労に向けた支援の充実

障害者の意欲や能力に応じた多様な働き方が可能となるような支援や離職した場合の再就職

等に向けた支援が必要となっています。障害者の適性や地域の実情に応じた働き方が可能となるよう、地域活動支援センターや公共職業安定所の連携を図り、地域で働く場の確保を図っていきます。

(3) 雇用の促進

障害者の雇用の推進には、福祉関係者だけではなく労働関係機関と一体となって取り組むことが必要となっています。障害者の雇用を積極的に推進している企業等の情報を提供するとともに、教育関係機関と福祉関係機関、公共職業安定所が連携し、福祉施策、労働施策を活用した就労支援を進めていきます。

6 障害児支援のための計画的な基盤整備

(1) 遠軽町母子通園センターを中心とした地域支援体制の整備

乳幼児期や学齢期の障害児やその家族からの相談に応じるほか、保育所、幼稚園への専門的な支援の実施、医療、保健、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関や民間団体との連絡調整、情報提供及び研修の実施など、遠軽町母子通園センターと町内の社会福祉法人が、児童発達支援事業所及び障害児相談支援事業所としてその専門的機能を活かし、地域における支援体制の充実を図ります。

(2) 子育て支援に係る施策との連携

障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要があります。また、障害児の早期発見・支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、それぞれの子育て支援担当との連携体制を確保していきます。

(3) 教育との連携

障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されることを含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を確保していきます。

(4) 医療を必要とする障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児等の医療的ケアが必要な在宅で暮らす障害児が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、育成医療をはじめとする自立支援医療等の適切な提供と、地域の支援体制の充実が必要です。医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを目指し、その構築に向けて関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置も目指します。

7 災害に備えた地域づくりの推進

障害者等が地域で安心して暮らすためには、平常時から、災害による生活環境の変化などに対応でき、必要なときに適切な支援が受けられる地域の体制づくりを進めます。障害者等を含む要支援者の安全確保を図るため、災害時における避難所への支援体制を整備し、必要な物資や機材、人材の確保の取り組みを推進します。

(1) 北海道と施設関係団体の協定

大規模災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障害者が入所する施設では、避難や入所者の安全確保、生活維持について個別の施設による取り組みだけでは限界があることから、北海道と施設関係団体が連携して、入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援が実施できるよう、平成26年11月5日協定を締結しました。協定に基づき、町も北海道と連携を図っていきます。

(2) 遠軽町における福祉避難所の設置

遠軽町内には、大規模な火災、風水害、地震などの災害時における一般の避難所 47 か所を指定していますが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災のような大規模な災害時には、避難生活が長期化し、高齢者や障害者などの方々の中には、障害者用トイレやバリアフリー又は専門的なケアなどの福祉的配慮が必要となり、一般の避難所では避難生活に支障をきたす場合があります。このような特別の配慮を必要とする方々を、二次的に受け入れる避難所を「福祉避難所」といいます。

遠軽町においては、平成 24 年 3 月 30 日に各地域の拠点的な施設を福祉避難所として指定し、一般の避難所での避難生活が困難な方々の生活支援や心のケア等を行います。また、障害者施設については、専門的なケアなどの配慮が行き届いた施設であることから、平成 27 年 6 月 22 日の締結を始めとして、「災害における福祉避難所の開設に関する協定」を各福祉施設と締結しており、今後もさらに連携を図っていきます。

表7-2 福祉避難所

圏域	施設名	所在地	電話番号
遠軽	遠軽町保健福祉総合センター	1条通北1丁目1番地1	0158-42-4813
生田原	生田原集会施設「かぜる西」	生田原668番地1	0158-45-2527
丸瀬布	丸瀬布老人福祉センター	丸瀬布水谷町68番地6	0158-47-3110
白滝	白滝国際交流センター	白滝138番地1	0158-48-2213

8 計画の推進管理

障害福祉計画のサービスの確保状況、数値目標の達成状況を把握するとともに、その分析評価を踏まえ、推進状況を点検することが必要となります。

(1) 制度の円滑な推進

障害福祉施策の立案及び推進にあたっては、障害者等及びその家族の方々の意見の反映や、ニーズに配慮するとともに、障害者団体等との協働に努めていきます。

(2) 計画の管理

各年度において、サービス供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況などについて分析・評価を行うとともに、計画変更の際は北海道に進捗状況を報告し、その意見等を踏まえて、計画の効率的な推進に努めていきます。

地域生活を始めた障害者の生活実態や、サービス利用希望の実態把握に努め、地域における関係機関の連携体制強化や次期計画への反映に努めていきます。

第8章 遠軽町の障害者一般施策

遠軽町では、障害者関係各法や遠軽町総合計画等に掲げる基本理念に基づき、障害者の自主性が尊重され、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じ障害者福祉施策の推進に努めます。法律に規定される障害福祉サービス以外の事業として、障害者を対象とした事業を実施し、障害者福祉事業の充実を図ります。

1 在宅生活の支援

(1) 在宅介護用品支給事業

重度身体障害者（児）を介護している方のうち、前年度町民税非課税世帯に対し、在宅介護を行う際に必要な紙おむつ・尿とりパッドの支給を行います。

(2) 在宅重度身体障害者訪問理髪事業

歩行困難で介護を要する重度身体障害者に対して、訪問理髪を行うことにより、福祉の増進並びに家族の負担軽減を図ることを目的に料金を助成します。（給付券・年間4枚限度）

(3) 重度心身障害者医療費助成事業

重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者保健福祉手帳1級所持者等に対し、医療費負担の軽減を図るため医療費の一部を助成します。

(4) 配食サービス事業

重度障害単身世帯及び世帯全員が重度障害者であって、自ら食事の調理をすることが困難な方に対し、居宅に食事（週2回まで）を配達することにより、日常生活の負担の軽減と安否の確認を行う事業です。

(5) 除雪サービス事業

重度身体障害者手帳を所有する方がいる世帯で、地域で自立した生活を可能とするため、家族や親族または隣人等の援助が得られない方に対し、除雪のサービスを行う事業です。

(6) 高齢者等住宅設備改造支援費支給事業

身体障害者手帳を所持し、日常生活に介助を必要とする方に対して、在宅生活を営む上で必要な住宅設備の改造に要する経費を支給することにより、自立した生活の維持と福祉の向上を図ります。支給限度額50万円（浴室改造は65万円）。

(7) 遠軽町社会福祉協議会独自在宅福祉サービス事業

① 日常生活自立支援事業

高齢や障害により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方又は在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理などを行います。

② 在宅介護用品貸与事業

在宅で生活する方のために、介護用品の無料貸し出しを実施します。旅行や行事での利用など、短期で緊急な要望に応えます。

③ 介護用品支給事業

町で実施している介護用品支給事業を補完するため、重度身体障害者（児）を対象として、紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッドを支給します。

④ はざま支援事業

公的制度に該当しない要援護者等に対して、デイサービス、ホームヘルプサービス、配食、洗濯などのサービスを有料で行います。

2 交通費の助成

(1) 障害者通院交通費助成事業

重度身体障害者でハイヤー利用による通院を余儀なくされている前年度町民税非課税世帯に属する方（生活保護世帯を除く）に対し、料金の一部を助成します。券1枚につき基本料金を助成し、月4枚、年間48枚を交付します。

(2) 腎臓機能障害者通院交通費助成事業

腎臓機能障害者に対し、通院のために要する交通費を助成することにより、福祉の増進と経済的負担の軽減を図ることを目的に、居宅から治療を受ける医療機関までの往復の交通費月額2万円を上限として助成します。

(3) 特定疾患患者通院交通費助成事業

り患原因が不明で治療方法が未確立な北海道特定疾患治療研究事業実施要綱に定める特定疾患患者に対し、経済的負担の軽減等を目的に、居宅から医療機関のある地区（市町村）までの往復の交通費月額20,000円を上限として助成します（前年度町民税非課税世帯に属する方）。

(4) 精神障害者通所交通費助成事業

通所施設に通所する精神障害者に対し、住居から通所施設まで片道5km以上の通所に要する交通費の全額を助成します。

3 その他の助成

(1) 身体障害者診断書料等助成事業

身体障害者手帳及び補装具の交付申請に必要な医師の診断書に要する費用を、それぞれ1万円を限度に助成します（生活保護世帯を除く）。

(2) 心身障害児児童生徒入学援助費助成事業

心身に障害のある児童生徒が学校に入学する際、入学準備のために要する費用の負担軽減等を図るため、小学校入学15,000円、中学校入学23,000円、高校入学30,000円の助成を行います（前年度分町民税非課税世帯で心身の障害のある児童を扶養している世帯）。

(3) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、高齢者、知的障害者、精神障害者の方など物事を判断する能力が十分ではない方に対して、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、各種手続、契約、財産管理等を法律的に支援する制度です。成年後見制度を利用するに当たり、裁判所へ申立てができる四親等内の身寄りのいない方は、町長が代わりに申立てをし、申立てをするための費用及び後見人等へ支払う費用を負担するのが困難な方には、町が限度額内で助成します。

4 見守り支援

(1) 民生委員・児童委員活動による見守り

地域の身近な相談相手である民生委員が、支援が必要な方を家庭訪問し、見守り活動をしていくことにより、高齢者の孤独死をはじめとした危機的状況の未然防止や早期発見を図ります。

(2) 各事業所との連携

現在、町では町内の各事業所と「遠軽町における高齢者等の見守り支援に関する協定」を締結しています。これは、高齢者などが住み慣れた地域で安心した日常生活を送ることができるように見守りや支援することを目的に実施するものです。各事業所の日常的な活動をする際に、高齢者や生活支援が必要な方の異変に気付いた場合、町や地域包括支援センターへ連絡し、各関係機関と連携を図りながら安否確認や救助に当たるもので、安心して暮らせる町づくりに貢献していきます。

(3) 遠軽町社会福祉協議会による見守り事業

配食サービス事業では、夕食を配食しながら安否確認も併せて行います。

遠軽町保健医療福祉審議会委員名簿

役 職	氏 名	所属・役職等
会 長	枝松 邦幸	遠軽町シルバー人材センター 理事長
副会長	松原 義幸	遠軽町商工会議所青年部会長
委 員	岡本 一雄	遠軽町健康づくり推進委員会会長
委 員	山谷 和善	遠軽町民生委員協議会会長
委 員	鈴木 茂男	遠軽町老人クラブ連合会会長
委 員	亀田 悦子	第2号被保険者(生田原地域)
委 員	谷口 寿康	北海道薬剤師会遠軽支部
委 員	古関 修	第1号被保険者(白滝地域)
委 員	張江 紀代美	社会福祉法人浄光会総合施設長(公募)
委 員	斉藤 晴行	第1号被保険者代表(公募)
委 員	工藤 克哉	遠軽町自立支援協議会会長(向陽園施設長)
委 員	新海 明嘉	養護老人ホーム緑の園施設長
委 員	向井 信子	遠紋地域リハビリテーション推進会議委員(公募)
委 員	田中 実	社団法人 遠軽医師会会長
委 員	田村 好彰	第1号被保険者(丸瀬布地域)
委 員	仁原 正幹	社会福祉法人北海道家庭学校校長
委 員	櫻井 信一	遠軽町国民健康保険運営協議会会長
委 員	畑 宏司	身体障害者福祉協会遠軽分会事務局長
委 員	佐藤 洋哉	生田原歯科歯科診療所 所長
委 員	藤江 昭	社会福祉法人遠軽町社会福祉協議会会長

※任期:平成29年10月1日から平成31年9月30日まで

計画策定の経過

平成29年10月24日 平成29年度第1回遠軽町保健医療福祉審議会(13名)
 会長・副会長選出について
 専門部会の委員制出について
 社会福祉関係事業計画書の策定について
 遠軽町地域包括支援センター運営状況について

平成30年2月1日 平成29年度第2回遠軽町保健医療福祉審議会(20名)
 第5期遠軽町障害者計画及び障害福祉計画の素案について
 遠軽町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の素案について

平成30年3月1日 平成29年度第3回遠軽町保健医療福祉審議会(14名)
 第5期遠軽町障害者計画及び障害福祉計画の素案について
 遠軽町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の素案について
 第5期遠軽町障害者計画及び障害福祉計画の答申

平成30年3月1日

遠軽町長 佐々木 修一 様

遠軽町保健医療福祉審議会

会長 枝 松 邦 幸

第5期遠軽町障害者計画及び障害福祉計画の答申について

平成29年10月24日に諮問されました、第5期遠軽町障害者計画及び障害福祉計画につきまして、慎重な審議を重ね取りまとめましたので、別冊のとおり答申いたします。

本答申は、遠軽町の障害者等の現況を踏まえ現行計画の見直しを行ったものであり、平成30年度から平成32年度までを計画期間とし、第5期の計画を定めたものであります。

計画の実施にあたっては、障害者福祉の一層の推進を図り、「住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり」の実現に向けて最大限の努力をされることを強く希望いたします。